

在留資格認定証明書に基づく査証申請に必要な書類等一覧
（「興行」および「技能」を除く）

平成26年3月

1. 旅券（査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。）
2. 査証申請書（当館ホームページよりプリントアウトしたもの又はJVAC備え付けのもの）
1部
3. 写真（申請前6ヶ月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付）
1枚
4. 質問票（該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要）
英語版またはタイ語版のいずれか1部
5. 在留資格認定証明書 原本・写し各1部
6. 住居登録証（タビアン・バーン） 原本・写し各1部
7. 初めての渡航で改姓・改名歴のある方、又は前回の渡航後、改姓・改名をされた方は、改姓・改名を証明する書類（改姓・改名証明書、婚姻、離婚証明書等）
原本・写し各1部
8. 一定の条件を満たす方は代理申請が可能です。代理申請の場合には、申請者直筆の委任状が必要です。

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。
2. 旅券返却日はJVACにおいて申請時に旅券と引き替えにお渡しする受理票に記載されていますのでご確認ください。最短で査証申請受付日を含めて5業務日目に返却しております。また、査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。しかしながら、初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により審査に5業務日以上を要すると思われる方については、場合によって追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となりますので、審査が終了した時点でJVACから連絡致します。希望の渡航予定日までに審査が終了しないことがありますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。[申請から10日以上経過してもJVACから連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載された受理番号(アルファベットと数字6桁)およびバーコード番号(数字8桁)の2種類をお伝え下さい。]なお、早期発給要請には対応致しかねる場合もありますので留意願います。

■ お問い合わせはタイ語、英語、日本語いずれでも構いません
在タイ日本国大使館領事部査証班又は日本査証申請センター(JVAC)

- 在タイ日本国大使館領事部査証班

Tel: 0-2207-8503、0-2696-3003

Fax: 0-2207-8511

Website: <http://www.th.emb-japan.go.jp/>

- 日本査証申請センター(JVAC チットロム・センター)

Tel: 0-2251-5197-8

E-mail: info.jpth@vfshelpline.com

Website: <http://www.jp-vfsglobal-th.com>

- 日本査証申請センター(JVAC シーロム・センター)

Tel: 0-2632-9801

E-mail: info@japan-visa-center.co.th

Website: <http://www.japan-visa-center.co.th>